

別表

	助成対象内訳		単位	単価
撤 去	コンクリートブロック造等の塀及び土留め（高さ0.4m以上）の撤去		1メートル	8,000 円以内
	鉄筋コンクリート造等の塀・擁壁の撤去	高さ 0.4m ～ 1.0m 未 満	1メートル	9,000 円以内
		高さ 1.0m ～ 2.0m 未 満	1メートル	21,000 円以内
		高さ 2.0m ～ 3.0m 未 満	1メートル	41,000 円以内
	高さ 3.0m 以 上	1メートル	55,000 円以内	
設 置	鉄筋コンクリート造等の擁壁の設置	高さ 0.4m ～ 1.0m 未 満	1メートル	40,000 円以内
		高さ 1.0m ～ 2.0m 未 満	1メートル	93,000 円以内
		高さ 2.0m ～ 3.0m 未 満	1メートル	171,000 円以内
		高さ 3.0m 以 上	1メートル	208,000 円以内
そ の 他	水道メーターの移設		1箇所	25,000 円
	ガスメーターの移設		1箇所	5,000 円

備考

- 1 助成金の最高限度額は、協議1件につき350万円とする。
- 2 擁壁の設置工事費の助成最高限度額は300万円とする。
- 3 擁壁の設置は、後退線等と敷地との高低差によって生じる崖の崩落防止を目的とするもので、鉄筋コンクリート造及び間知石練積造（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第14条規定の擁壁を含む。）とする。
- 4 擁壁設置の助成対象となる延長は、後退線に沿うものを対象とする。ただし、区の指導要綱等による歩道等の整備を行う場合は、この限りでない。
- 5 擁壁高さの算定は土圧を受けている部分を対象とし、土圧を受けていない立上り部分は除外する。
- 6 コンクリートブロック造等とは、コンクリートブロック造、万年塀構成材、石積みを対象とし、簡易な塀（板塀、竹塀、仮囲い等）、金属製フェンスは含まない。
- 7 助成対象の延長長さに10cm未満の端数がある場合には、切捨てて算定する。
- 8 増積擁壁等（鉄筋コンクリート擁壁の上にコンクリートブロック造等の塀がある等）の場合、助成対象は一方のみとする。
- 9 助成金額は、水道・ガスメーターの移設工事を除き、それぞれ単位当りの金額（単価）を限度とし、実際の工事費がそれを下回る場合はその金額とする。
- 10 塀・土留め・擁壁の撤去は、基礎含め構造体全てを除去する場合を対象とする。
- 11 擁壁の設置工事費には、調査設計費は含まないものとする。